

奈良市民だより

No. 99

人口・世帯

人	口	162,041
	男	78,493
	女	83,548
世	帯	42,536

(2月1日現在)

この古都を みんなで守りましょう



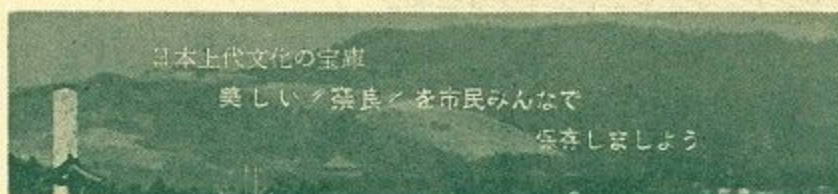
“写真” 国鉄奈良駅上空から春日山を望む
(昭和37年撮影)

新しい都市づくりの中でもあくまでこの古都を守るために各方面において様々な努力が払われていますが、奈良市民のみなさんが古都の保存に深い理解をもたれ、進んで協力せられますことは極めて大切なことと思います。

この市民だより1月15日号では“風致地区”について、2月1日号では奈良市の土地利用計画による各種の指定地区についてお知らせいたしました。

今回は去る1月13日昭和41年法律第1号として公布されました“古都保存法”についてお伝えいたします

2月15日号



日本上代文化の宝庫

美しい「奈良」を市民みんなで

保存しましょう

「古都保存法」が公布されました

まえがき

奈良、京都、鎌倉などかつて日本の政治、文化の中心であった古都は、その明びな風光と相まって、わが国の代表的文化を象徴するものとして、広く全世界に親しまれ、今なお現存する有形、無形の文化遺産は、国民共有のものとして、永く後世に伝えねばならない資産であります。

しかし、最近の開発ブームに伴い、好ましくない娯楽、観光施設やその環境にふさわしくない住宅、工場等の建設が進められ、古都としての特有の風趣景観が著しく損われようとしていますので国家的な立場から強力な保全対策を講ずることが必要であるという世論が、期せずして高まってまいりました。

こうしたことから、奈良、京都、鎌倉の三市では、昨年4月「古都保存連絡協議会」を結成し、それぞれ関係府県、市の長および議長が一体となって、国会並びに政府当局に特別立法の制定を要請して参りました。しかしながら既存の文化財保護法、都市計画法、自然公園法、建築基準法その他の法律との関連もあり、立法技術の上で種々の困難があったのでありますが、古都の歴史的風土がどんどん侵されていく現況に対処するためには、早急に対策を講ずる必要があるということが強調され、日韓条約の批准をめぐって、非常な混乱におちいっていたさきの第51国会でありましたが、自由民主党、社会党、民主社会党の三党共同提案によって、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」案が年末押しつまったときに上程され、12月25日に衆議院で、12月29日に参議院でそれぞれ可決成立を見たのであります。

明けて本年1月13日、昭和41年法律第1号として公布され、近く施行になります。ここに「古都保存法」の内容のあらましにつきまして説明することになりました。

歴史的風土保存区域の指定

歴史的風土として保存する必要のある土地の区域を、歴史的風土保存区域として、内閣総理大臣が指定します。この区域内で、次の行為をしようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければなりません。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
2. 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更
3. 木竹の伐採
4. 土石の類の採取
5. 前各号のほか歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為（政令で定めるもの）

右の届出が市長を経由して知事に提出されますと、知事は必要な助言又は勧告をすることができ、届出をしなかったり、虚偽の届出をした者は1万円以下の過料に処せ

られます。

歴史的風土

特別保存地区の指定

歴史的風土保存区域内で、特に重要な部分を構成している地域については、都市計画法の定める手続によって、都市計画の施設として建設大臣が特別保存地区を指定します。これが指定されますと、さきに述べた歴史的風土保存区域内の行為の届出について列挙した1～4の行為の外、建築物その他の工作物の色彩の変更や、屋外広告物の表示又は掲出その他政令で定める保存に影響を及ぼすおそれのある行為を行なう場合は、知事の許可を受けなければなりません。この場合、知事は期限その他の条件を附することができ、若しこれに違反したときは、原状回復を命じたり、代執行することもでき、これらの不許可行為や許可条件違

反行為については、6月以下の懲役又は9万円以下の罰金が科せられることになりました。

損失の償還と土地の買入れ

特別保存地区内で行なう行為で、許可を得ることができないため損失を受けた者がある場合は、府県は、通常生ずべき損失を補償しなければなりません。

また土地の所有者から許可が得られないために、土地利用に著しい支障をきたすこととなるため買入れて貰いたい旨の申出があった場合は、府県はその土地を買入れるものとするという規定が設けられています。これは、今までの法律がたゞ規制するばかりであったのに対して、私有権保護の面から、公有化にふみ切った画期的な規定といわなければなりません。なお、府県がこの補償とか買入れを行なうための費用については、国はその一部（5分の4）を負担することと定められました。

歴史的風土審議会

総理府の附属機関として歴史的風土の審議会を設け、総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じますが、この審議会には、保存区域の指定、保存計画の決定、その他歴史的風土の保存に関する重要事項を調査審議し、意見を述べる等の権限が与えられます。委員は、総理大臣の任命による関係行政機関の職員、地方公共団体の長及び学識経験者で、20人以内で構成せられることとなっております。

この法律は、奈良、京都、鎌倉の3市に適用されます。その他政令で定める市町村にも適用されることとなっておりますが、現在のところ未定であります。県内では法隆寺周辺、飛鳥遺跡等を占める関係市町村が候補にあげられているようであります。

「古都保存法」のあらましについて述べましたが、いかに立派な法律ができましたも、これを忠実に守らなければ効果はありません。届出や許可申請を忘れたり、怠ったりすることのないよう、又若しそのような事実が気づかれましたときは、速やかに関係方面にご連絡下さるよう、市民の皆さんのご協力をお願いいたします。

固定資産課税台帳を

関係者に見ていただきます

奈良市市税賦課徴収条例の規定によりまして昭和41年度分固定資産税にかかる固定資産課税台帳を次のように関係者に見ていただきます。

○縦覧期間

3月1日(火)～3月20日(日)
午前9時から午後5時まで
(土曜日と、日曜日は正午まで)

○縦覧場所

市役所税務部税務第2課
但し山間地区の各出張所管内については次の日取りで出張縦覧を行ないます。

- 3月2日、3日(2日間)
田原出張所で
- 3月7日、8日(2日間)
柳生、大柳生各出張所で
- 3月10日、11日(2日間)
東里、狭川各出張所で

なお固定資産の評価につきましては3年毎に評価の基準年度が定められ、昭和42年度がその年度に当たっています。増改築又は損壊など家屋の状態に改変が少しもなされていないものについては前年度の評価と変わりはありません。

建設工事の指名競争入札参加申込みにつきまして

昭和41年度に奈良市が発注する建設工事(水道局関係を除く)に指名競争入札参加を希望されます建設業者は次のように指名願を出して下さい。

●資格

建設業法による登録業者であること

●提出期限と場所

3月15日までに、奈良市建設局土木課へ



●提出書類その他

△指名願(様式と添付書類は奈良県のものに準じます)

△経営事項審査申請書の写(必ず添付のこと)

但し県外業者は建設省の示した様式によること。

× × × ×

なお知事登録業者であって各府県土木出張所に指名願を提出している者はその原本照合済印を今回の指名願に受けて下さい。

詳細につきましては土木課にお問合せ下さい。

市有の土地 建物を売却

従来土木課の倉庫として使用して

永住される在日大韓民国国民の方へ

このたび日本と韓国との間に日韓条約が結ばれて日本政府が在日の大韓民国国民に対して一定の法的地位、および待遇を約束する協定も成立して出入国管理特別法の定める手続により韓国人の多くの方が永住許可を与えられることになりました。次に該当する永住希望者は市役所市民課外国人登録係へ昭和45年11月16日迄に申し出て下さい。但し14才未満の方や病気等で自分で出て来られない方は代理人により手続ができます。

なお詳細については外国人登録係

新しく通称町名ができました

去る2月1日から次のとおり二つ



いました次の土地と建物を売却いたしますから希望者は申込んで下さい

△売却宅地

1,342.14平方米(406坪)

(実測1,434.5平方米(433坪93))

△売却建物

木造瓦葺平家建 1戸

84.52平方米(25坪57)

木造瓦葺平家建 1戸

62.54平方米(18坪92)

所在地 南京終町字カツラギ
263番の1

(略図参照)



- 入札 2月25日 午前12時
- 開札 2月25日 午後1時30分
- 入札、開札の場所
管理課(市役所二階)

にお問合せ下さい。

永住許可の対象になる方は

- 昭和20年8月15日以前から引続き申請の時まで日本に居住している大韓民国国民です。
- 上記の方の直系卑属(子と孫)で昭和20年8月16日から本協定の効力発生後5年以内に日本で生れ申請の時まで引続き日本に居住している大韓民国国民
- 永住許可を得た人の子で本協定の効力発生後5年を経過した後に生れる者

の新しい通称町名ができました。これはいづれも市の行政事務処理上の便宜のために、住民の希望にもとずいて設けたもので、地方自治法の規定によらない措置であります。

△通称三松町の一部を

通称二名丘町と称します。

新通称町名	旧町名	世帯数	人口
通称二名丘町	二名町 通称三松町の一部	28	118

(略図A参照)

△大安寺町の一部を

通称大安寺新町と称します。

新通称町名	旧町名	世帯数	人口
通称大安寺新町	大安寺町	29	99

(略図B参照)

スポーツで余暇を楽しく

スポーツ少年団のおすすめ

みなさんの町や村にスポーツ少年団を作ってはいかがですか。

町の通りや空地で、村の原っぱで少年少女たちがキャッチボールやソフトボールをしているのをよく見かけます。

そうした子供達の余暇をスポーツなどによって導き、健全な身心を養うように計画的に活動するのがスポーツ少年団です。

奈良市体育協会のスポーツ少年部ではみなさんのスポーツ少年団に色々の協力を行ない、相談に応じます。

次のことがらをご理解の上みなさんの町や村にスポーツ少年団の結成をおすすめいたします。

○スポーツ少年団はもっぱら中学生を中心に小学生、高校生で作って下さい。

○団員の数に制限はありませんが、10人以上、20人又は30人が適

当です。

○スポーツ少年団には

- 団旗が贈られます
- 団員バッジとワッペンが贈られます
- 奈良市スポーツ少年部は運動場、運動用具のお世話をしたり色々の援助を行ないます。

× × × ×

スポーツ少年団結成登録は3月19

日までに次の所へ申込んで下さい。



奈良市体育協会奈良市スポーツ少年部

(紀寺町826番地 奈良市教育委員会社会教育課内
電話②1313番)



△成人と老人の健康相談

2月22日(火)

(椿井地区) 椿井小学校で

2月24日(木)

(大宮地区) 大宮会館で

受付 午後1時30分～3時30分

検診 午後2時0分～4時0分

診察、検尿、検便、血圧測定、心電図測定を行ないます。

対象 45才以上の一般市民

- 成人病検査カードを持っている方は持参して下さい。
- 大便をマッチ箱に入れて持って来て下さい。

配給米について

配給米は本年1月1日から価格と品目が次のように変わっております。

上米	10キログラム	1,215円
並米	"	1,175円
徳用米	"	970円

× × × ×

この配給米について色々の苦情や相談をしたい方は下記の場所に設けである配給米相談所へお越し下さい。

- 奈良主食販売協同組合
(大豆山突抜町)
- 奈良県米麦卸売株式会社
(東大路町)
- 奈良県経済農業協同組合
奈良事業所 (大森町)

市内の電話局番が3月1日から変わります

急激な需要増加に対する電話設備の増強のため3月1日から奈良市内の局番が次のようになります。

△現在の2局は、22局、23局、24局と 国鉄関西線以西～近鉄橿原線以東は33局になります。

△西奈良5局は45局になります。

× × × ×

市役所関係の電話局番は3月1日から次のようになります。

(旧) (新) (電話)
(局番) (局番) (番号)

- 市役所(大代表) ② (24) 1111番
- (夜間直通) ② (24) 1010番
- " " 1011番
- " " 1111番



- 水道局(大代表) ② (24) 1181番
- 宅地造成課 ② (22) 7086番
- 教育委員会 ② (22) 1311番
- 事務局 " " 1312番
- " " 1313番
- " " 1314番

× × ×

(奈良電話局から)

同一家屋で電話を二個以上お持ちの方には便利な代表番号に変更する申込みを受付けいたします。

目の悪いお子さんのために

目が少しも見えない全盲の方はもちろんですが、矯正視力0.3以下の半盲のお子さんが無理をして普通の学校に通学されますと本人の負担は過重となり、成績も低下するばかりでなく心の傷手ともなって楽しい学校生活を反って暗くすごさねばなりません。

そうしたお子さんのために奈良県立盲学校では特別の学習と行届いた指導を行なっています。

目が悪くて困っておられるお子達の通学につきましてはご遠慮なく相談にお越し下さい。

奈良県立盲学校
奈良市油阪4丁目 電話③2093番

寒さのきびしい早朝に

道路にまき水はやめましょう

“凍結するおそれのあるときに舗装路面に水をまくこと”は道路交通法奈良県施行細則で禁じられています。

寒さのきびしい時期におきましては、朝早く道路にまいた水が凍てついて、そのため自動車がスリップして事故をひき起したり、或は歩行者がころんでけがをするというようなことが発生いたします。

危険防止のため特に寒い日は、早朝の道路撒水を行なわないようご注意下さい。